

令和3年度第1回岡崎市男女共同参画推進審議会会議録

日 時 令和3年8月10日(火) 午前10時
場 所 岡崎市役所 東庁舎6階 601会議室
出席委員 打田委千弘会長・重原惇子副会長・伊豆原徹也委員・小松恵利子委員・田部優加子委員
菅原恵子委員
欠席委員 時々輪忠正委員・伊藤智代委員・山本京子委員・伊豫田守委員
事務局 手嶋部長・三浦課長・石川副課長・森主任主査・播本事務員
傍聴者 4名

次 第

- 1 開会のことば
- 2 諮問
- 3 新委員紹介
- 4 会長あいさつ
- 5 議題
パートナーシップ制度について
- 6 報告
令和3年度事業計画について
- 7 閉会のことば

事務局 皆様、本日はお忙しいところをお集まり頂きまして、有り難うございます。只今から「令和3年度第1回岡崎市男女共同参画推進審議会」を開催いたします。議事に先立ちまして、パートナーシップ制度について、審議会の委員の方々に御意見を伺いたく、本日、市長から審議会へ「仮）岡崎市パートナーシップ制度について」の諮問を行いたいと思います。まず、市長から御挨拶を申し上げます。

市長 皆様、おはようございます。本日、委員の皆様には、お忙しい中、令和3年度第1回岡崎市男女共同参画推進審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃は岡崎市政ならびに男女共同参画事業につきまして多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本市におきましては、これまでにLGBTパンフレットの作成、職員向け研修や市民向け講座の実施、性自認及び性的指向に関わる悩みなどを聞くLGBT電話相談を開設するなど、性的マイノリティの方への支援などを行ってまいりました。「みんなちがって、みんないい」「誰一人おきざりにしない」、このように誰もが一人の人間として認められ、尊重される、多様性に富んだ岡崎づくりを進めていきたい、これが私の市政に対する変わらぬ思いです。そこでこのたび、今の婚姻制度を利用できない、又は利用しづらいことにより、日頃の生きづらさを感じている性的マイノリティの方々に寄り添うまちづくりを進めるため、条例によってパートナーシップ制度を位置づけ、来年度には導入できるよう目指していきたいと考えまして、当審議会の御意見を賜りたく、諮問させていただくこととしました。委員の皆様には

は、それぞれの御立場から忌憚のない御意見、御提言をいただき、御支援・御協力を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

事務局 次に、市長から諮問書をお渡ししたいと思っておりますので、会長は前へお進みください。

＜市長諮問書を会長に渡す＞

市長は他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。

＜市長退席＞

引き続きまして、各選出団体の役員交代などにより、本年度、新たに委嘱を受けた方を御紹介します。新委員は、総代会連絡協議会 副会長 時々輪忠正様、小中学校校長会 会長 伊豫田守様となります。なお任期につきましては、前委員の残任期間までとなります。皆様、よろしくをお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

＜事務局職員紹介＞

続きまして、本審議会の会長であります愛知大学 教授 打田委千弘様に御挨拶をお願いします。

会長 本日はお暑い中、またコロナの状況がなかなか芳しくない状況の中、審議会が開催できることを大変嬉しく思います。本日は、非常に重要な議題パートナーシップ制度についてです。可能な限り忌憚のない御意見をお出しいただきまして、様々な状況の中ではありますが、条例の改正も含めて進めてきたいと思っておりますので、御協力を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

議 事

○ 議題 「(仮称)岡崎市パートナーシップ制度」(素案)について

事務局 資料1-1 「(仮称)岡崎市パートナーシップ制度」(素案)により説明

(質疑応答)

会長 今の説明について御質問がありましたらお伺いしたいと思います。

伊豆原委員 少し違和感があったのが、2ページ目の説明で、「この制度は、婚姻制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく」という部分について、LGBTというのはやはり受け入れなければならないところがありますし、現行の法整備はできないかもしれませんが、これは影響を与えていかなければいけない、というふうに私は思います。この書き方について御説明をお願いします。

事務局 パートナーシップ制度が法令上の制度ではないということを意識して説明しているため消極的に聞こえたと理解します。市の考えとしては、現状ではパートナーシップ制度に法的根拠はないが、制度を導入することで、各部局が今行っている事務で何ができるかを積極的に考えていくことを考えています。パートナーシップ制度を反映させることで事務に影響が出てくる可能性があるため、最終的に担当部局の判断になりますが、法とは関係ないという消極的な気持ちはなく、積極的に働きかけていきたいと考えています。

打田会長 5ページ以降の手續に関するところで、実際に申請が出てくるときの細目についてはどのように規定されますか。例えばこの条例の中の別途細則みたいなものが作られるという認識でよろしいでしょうか。

事務局 制度は条例で定め、細目については、規則によって整えていこうと考えております。

打田会長 6ページの、届出の場所・方法について、原則2名で来庁し届けるということですが、例えば、お一人が岡崎市在住で、もう一人の方が外国居住の方の場合、来庁することは難しいので、原則として、来庁して届けるという対応を想定されているかと思いますが、このコロナの状況で、なかなか入国することが難しいということを鑑みると、そのあたり御配慮いただければと思います。

事務局 御意見として承ります。ありがとうございます。

打田会長 届出の方法を可能な限り現在の婚姻届、離婚届を出す時の制度上の枠組みと同様の扱いをすることが重要かと思えます。もう一つ大事な点は、パートナーシップを解消される場合のケースです。婚姻関係と同様に考えると、通常では離婚するということになるかと思えますが、パートナーシップを解消された場合に、どのような形で取り消すのか、例えば返還を求めていくのか、など、解消をどのような形で担保するかということも考える必要があります。そのあたりも考慮いただいて御検討いただけるといいです。

条例改正については、岡崎市男女共同参画推進条例の第3条の第1号から第5号がベースになる基本的な制度の改正の理念になりますので、この趣旨に則った形で御議論いただけるといいと思えます。

事務局 一点目の件に関しては、できる限り婚姻制度に近いかたちになるよう考えています。

二点目の返還に関しては、基本的に御本人方からの申し出に基づく制度ですので、解消にあたって御本人方からの申し出において手続をすることが望ましいと考えておりますが、実際お二人が来られるのかどうか、お住まいが遠方の方の場合についてどうするのかは、今後、検討していきます。

三点目の条例改正に関しましては、現行の条例の中で規定されております「性別にかかわらず」という基本的な考え方を前提として、性的指向及び性自認に関する規定も含めて検討していきたいと思えます。

田辺委員 受理証明書がどのように市内で効力を発揮するのかは今後決まっていく認識でいいですか。

事務局 はい。

田辺委員 各部局が検討する際に、他の部局の意見をまとめ、その後判断をするというように進めていくのですか。

事務局 今の進捗状況としましては、例えば市営住宅入居の件、市民病院での対応の件については、打診し調整を始めたところです。その他部局については、これから審議会で方向性について御議論いただいたことを踏まえて情報を共有しながら、どういったサービスが該当してくるのか、今まで行っていたサービスの運用変更するのかなどを確認しながら進めていく予定です。その結果どのように対応するか最終的な判断は担当部局が行うことになるかと思えます。

田辺委員 制度が導入されるのは2022年の4月ですよ。

事務局 2022年の4月が目標です。

田辺委員 所定の書類を揃えた上で提出し受理されると無料で証明書がもらえることはわかりますが、例えば何らかの形で紛失してしまった場合に無料というのはどうですか。

他の住民票、独身証明書などには手数料はかかりますが、これだけは何度発行しても無料で特別というのは違和感があります。様々なサービスが受けられる形になった時には、その証明書は必要なもの、大事なものになるかと思えますがどのようになっても無料で発行となると疑

問です。

事務局 確認した他自治体の事例は、添付する書類の発行は有料ですが、パートナーシップ制度の利用についての届け出は無料というところばかりでした。再発行については御本人の責任のもとに、例えば有料にしてもいいのではないかということを含めて先進事例、他自治体の事例を参考にしつつ検討したいと思います。

伊豆原委員 田辺委員の御意見に付け加えて、岡崎市がパートナー制度で証明書を発行し、市営住宅に入居しようとしても断られる可能性もあると考えます。そういった部分で、岡崎市としては条例を作れないのか。ある程度岡崎市が先頭になって条例を作れば、断りにくくなり、LGBTの方も借りやすいのかなと思うので、そこら辺を検討していただきたいなと思います。

事務局 事務局としても、制度を整えることに今は集中しておりますが、不動産会社に入居を断られたことがあるという当事者の方の御意見も実際に伺ったことがありますので、民間の事業所にも啓発していきたいと考えております。

菅原委員 取消と返還の場合、届け出を必要とするというのはこのとおりだと思いますが、死亡の場合は、亡くなれば死亡届を出すものですから、返還を求めなくても自動的にできるのではないかと思います。

事務局 個人情報保護の関係で、市役所の職員だからといって、誰でも市民の方の死亡について確認することは出来ないようになっていきます。市外の確認となるとなおさらに難しいため、御本人からの申し出に基づいて行うことを考えています。

重原委員 「その他検討事項」の『法的拘束力のない制度に最終責任を負わせることが難しいが、上記事例を参考に、制度開始の前後を問わず検討・調整に努めるよう求めていく。』とありますが、で2022年の4月開始を目指して育てていくというイメージですね。

例えば、ここに想定されている以外の「こういうサービスはどうか」というお問合せがあった時には、担当部局と一緒に話し合いをするという、申し合わせはできているわけですよ。

事務局 来年度の4月1日に100%整えた状態でスタートしたらそれ以上変更はしないということではなく、新たなサービスや考え方を考えればこういうこともできるのではないかと、担当部局自ら前向きに調整をしてほしいですし、そうしていくべきだと考えています。

重原委員 調整をされているときに大切なことは、市の職員の方がこういう意識をもって、市民の方からのお問合せに対して真摯に向き合うという姿勢が重要だと思います。

事務局 短い時間であることは私たちも重々承知の中で、職員自身がこの制度の意義ですとか、どうことができるかということを理解していないといけなことも承知しております。パートナーシップ制度がどういう考えに基づいているのか、なにをすべきかなど研修を通して、職員には伝えていく予定でございます。

田辺委員 この手続に関する窓口はどこでしょうか。

事務局 パートナーシップ制度を利用していただく際には多様性社会推進課の窓口まで来ていただくこととなります。

田辺委員 そこから、その担当部局の方に連絡がいくというかたちになりますか。

事務局 届け出をいただくと、「受理証明書」というものと、携帯できるカードを一緒にお渡しすることになります。実際に御本人がこのサービスを使うときには、そのカードを現場で見せることで、自分たちはその制度を利用している者ですよと、相手に示していただく流れを考えています。こちらから「誰々さんが申請されました」という連絡は、今のところは考えていません。

事務局 手続の場所は多様性社会推進課ですが、事前に予約・連絡を入れ、別部屋で受付をします。一番気を付けなければならないのが、来られたことで意図しないカミングアウトに繋がることがないように配慮をすることです。他部署との連携、調整ということがありましたが、今回諮問を受けて審議を進めていく中で、今年度中の条例改正ですとか、病院、市営住宅、各種手当などを支給している窓口も対象になると思いますが、この制度が始まることによって家族の中にパートナーを含められるのかどうか、ポイントになると思います。そこについて影響や法的に難しい問題があるかについては当然、制度が始まった後ではなく、始まる前で各部署に打診をかけていき、条例で位置づけられることで行政サービスあるいは手当をどのように解釈、運営していくのかについて考え、その際に我々も当然相談に応じて、一緒にいい方向になっていけるようにと考えております。

伊豆原委員 個室は事前に連絡あればであり、逆に公共の場で、二人で手をつなぎたいとか、あるかもしれない。特別感を出すのはどうなのかという疑問もあるので、そこら辺を検討してください。

事務局 当事者の方の気持ちや、良かれと思ってやったことでずれが生じてしまうなど、先ほどおっしゃられたように、職員、担当する我々が配慮に欠けた行動をしてしまうと、この制度自体の信頼性が落ちてしまいますので考慮していきたいと思います。

打田会長 制度というのはデジタルとの関連性というのが必ず必要になってくると思います。証明書を出すとかではなく、岡崎市のいろんなサービスを使うときのアプリの中に紐づけられていて、この証明があれば基本的には使えるという、要するにこの制度だけではなくて、全体の市のサービスと紐づけられるような形のネットワークが、これから非常に重要になるのかなど。この制度を進めながら全体としてデジタル化も同時に考えていくということも検討をお願いします。

菅原委員 婚姻届は土曜日でも日曜日でも受付が可能ですが、窓口でとなると月曜日から金曜日になりますよね。電子申請やデジタルの方法が導入されるといいと思います。

事務局 御意見として承ります。ありがとうございます。

事務局 資料1-2「根拠規定追加資料：条例改正の主な内容」及び資料1-2「(仮称)岡崎市パートナーシップ制度」に係る主な検討事項 論点整理」により説明

打田会長 制度の内容につきまして、「届出制度」「宣誓制度」がありますがいかがですか。案では「届出制度」という考え方をされていますけれども、この「宣誓制度」の方がいいのではないかという御意見があれば、お出しいただければと思います。

個人的な意見としましては、婚姻制度と同等の扱いにするということであれば、「届出制度」でいいのではと思っていますが、御意見はありますか。ないようであれば、案①の「届出制度」でいいのではないかなということよろしいですね。

次の「制度の対象者」ですが、これは御議論があるかなと思います。個人的な意見としましては案②の方がいいかなと思っています。なぜかといいますと、制度の改正の趣旨は確かに性差別がないようにということではあるのですが、基本理念のところ性別によらない差別、これは「性的マイノリティ」という言葉を使うこと自体も無くしていくことが非常に重要かなと思っています。案①の特定の者ということに収めるのではなく、広い視野で考えれば、案②で基本的には考えた方が良くと思います。ここでは事実婚の話もありますけれども、これからの在り方をも含めて考えると、この制度を狭い形で規定するよりは少し広めで、いろんな家族の在

り方や、性の捉え方があってもいいのではないかと考えています。

田辺委員 私も会長の意見と同様で、事前に読ませていただいたときに案①は少し違和感がありました。今回、追加資料の説明でもあったとおり、「男女が」という表現を「すべての人が」という表現に変えましたといった話もありましたので、ここでは性的指向だとか性自認といったところに限定せずに案②のとおり「性別等に関わらず」の方がすべてを含むのでいいのかなと思います。

打田会長 喫緊の課題として、こういう課題があるということは、十分認識はしないといけないなと思っています。後の条例改正のことにも絡んでくるかと思いますが、なぜこの男女共同参画推進条例の改正なのかと。別の条例を組み立てて出していくということも当然ありうるのではないかと、という御議論もあるかと思っています。来年度2022年の4月にスタートするということを考えると、喫緊の課題として、議論せざるを得ないというときに、当然今ある条例改正の方がいいだろうという御判断は一定の理解は得られるかと思っています。基本的にはこの理念が非常に重要でして、理念にのっとった制度の構築というのは、長い目で見て考えた方がいいのかなと思っています。平成17年に出来た条例ですので、その時はこういう問題は当然あったかと思いますが、社会が急激に変化していますのでそれに合わせた形でいくときに、ステップバイステップという考え方も当然あるかと思っています。

重原委員 案①の「一方または双方が性的マイノリティである」という文言は、やっぱり引っ掛かります。すっきり「性別等に関わらず」という、こちらの案②の方に私は賛成です。

打田会長 国の法律も、様々な議論があるかと思いますが、流れは変わらないかと思っています。その時に例えば岡崎市が広い意味での条例を作っておけば、国の法律が変わったとしても、十分対応可能かと思っています。それを国の法律に合わせてマイナーチェンジしていけばいいかと思っています。手続として、県内とか他の市町村がどういう制度を持っているかという検討は当然必要だと思いますが、我々はこの基本的な理念に立ち返って、制度をどのように構築するかが、大事だと思いますので、先の10年を見据えた形での条例改正を考慮していくことが重要だと思います。

小松委員 この歳になりますと、いろんな方から結婚相手を探してほしいと相談を受けます。その当人たちは生活ができていて、それ以上何を望むとなると、結婚がすごく重たいということをよく聞きます。そうやって考えますと、婚姻は、財産を相続するための制度ではあったのかなと思います。パートナーシップと一緒に住んでいなくても、何かあった時には助けられるという関係性が築けると、ゆるやかに生活ができるのかなと思います。私も案②の方がいいと思っていますのは、もう一つ、東北の方では震災が起きて、例えば御主人が津波で流されましたとか、お母さんが残念ながら瓦礫の下で亡くなりましたという方がたくさんいらっしゃいます。その中で、避難所で更に色々な家族と一緒にあって、更に色々な家族の形態ができるということも含めて考えますと色々な形の家族を、みんなで認めあえるような、条例にしていけると、ゆるやかで過ごしやすい暮らしになっていくのかなと思います。家族として認められる制度は必要になってくるのではないかと思います。

菅原委員 案②の方が多様性ということに関してはこれから先、見据えたときにいいのではないかなと思います。もし可能であれば、例えば「多様性に富む」ことを少し謳ったものを加えれば皆さんが理解しやすいのではと感じました。

打田会長 目指すべき方向性は正に多様な社会ですが、非常に不利益を被っておられる方々がいること

も現実です。現状まだこの問題が我々の社会の目の前には当然あるということで、トータルで多様性が認められる社会がいいわけですが、なかなかですね。トータルで考えて、現状案②でいいのかな、ということでもよろしいですかね。

今度は「住所要件」についてです。何かご議論ありますでしょうか。これは、従来の婚姻条件と同様の扱いということでもいいかと思いますが。

伊豆原委員 私の意見は案①です。外国の方とこういった関係というのもあると思いますので、必ずしも岡崎市ということにこだわらず、受け入れやすいのかなと思います。

重原委員 私も同じです。

打田会長 次は、「ファミリーシップ制度」ですね。これは導入をするかどうか。案ではファミリーシップ制度という名前を入れるかどうかは別にして、このパートナーシップ制度の拡張として証明を出していく方向性かと思いますが。

事務局 補足説明いたします。ファミリーシップ制度を導入している市では主に子どもに対してであるため、岡崎市も子どもと一緒に認めていくというつもりで本日の資料を作成いたしました。しかし、豊田市が7月にファミリーシップ制度という名前で、パートナーシップも含めて導入開始しまして、豊田市は、子どもだけではなく親も含んでいます。具体的には、親、子どもを含む近親者という言い方をしているので、一番身近な親も含まれ、一般的には三親等内までを近親者と呼ぶという判断しますと、かなり広いところまで関係性を認めましょうという考えを採用していると思われます。岡崎市も今は少なくとも子どもは、という形で今日は表記させていただいておりますが、今後、ファミリーをどこまでにするかは、検討事項となっております。

伊豆原委員 「家族の関係を申し出た場合」というところで、申請したくないという場合は、申請しなくてもいいということですよ。申請されたい場合は、証明書を発行するという認識でしょうか。

事務局 そうです。

伊豆原委員 子どもさんとか親近者の方に、確認を取られる予定ですか？

事務局 私たちも少なくとも子どもさんが、というふうに考えていました。子どもさんに関しては、パートナーシップ制度を利用する、しないに関わらず、既に成人である申請者のどちらかの方の扶養に入っておられる可能性から考え、パートナーシップを出された御本人との関係性が、もう構築されているものだという前提で、子どもさんも一緒に申請があれば、関係性をわかるようにしていこうと考えてきました。そんな中で、豊田市の例が出てきましたので、これも、また検討をしないといけない事項です。近親者となりますと、成人でいらっしゃる、更に別で生計を立てて暮らしておられる方が考えられます。例えば、別居の親というような形であれば、その親である方に、パートナーシップを結ぶことを、どのように伝え、どのようにその方の意思の確認を取るべきか、ということにつきましては、今日現在で「こういうふうにしていこう」という方向性をお示しすることができませんが、可能性の一つとしては同時に整理していかなければいけない課題だと認識しております。

打田会長 ありがとうございます。現状は一応、お子さまは認めましょう、これからその近親者も含めて、証明するかどうかということですかね。お子さんは理解しやすいと思いますが、近親者がどういう証明になるのかイメージがつかないところがあります。現状はこのお子さんの証明は、基本的にはお子さんの同意を得て証明を発行していくということでもよろしいでしょうか。後は条例の改正については、どこの条文に入るかはまだ具体的には決まっておらず、またテク

ニカルな問題としてこれから見ていくということでもよろしいでしょうかね。

事務局 はい。

打田会長 重要な点ではありますが、今ここで、この文言を入れた方がいいとかということは、すぐに議論するのは難しいかと思imasので、持ち帰っていただいて何かあれば事務局の方へ御意見を出していただいて次回の最終的な答申案に反映できればいいのではないかなと思imas。それから条例名、審議会の名称も含めて御意見等あれば。個人的にはこの審議会の名称を変えたらと思imas。この辺も御議論がありましたら、事務局の方へメール等で連絡してください。

○ 報告 令和3年度事業計画について

事務局 資料2-1「令和3年度事業計画」により説明

小松委員 SDGsのパンフレットを作られましたか。小学生向けのパンフレット。

SDGsの研修というか、啓発に関しては何か、予定はされていますか。

事務局 小学生向けのリーフレットは、全体のSDGsがこういうものです、というよりは「自分らしさを大切に」という観点です。男女共同参画という考え方に基づき、家の中での家事分担とか、普段当たり前であまり考えたことがない無意識の言葉がけや行動を、今一度意識して、考えてもらおう、という内容です。

小松委員 わかりました。特に全体的な、SDGsの目標についての啓発ということは、考えてはいらっしゃらないですか。

事務局 多様性社会推進課としては、SDGs全体ということでは、予定しておりません。市役所全体でいきますと、企画課がSDGs全体としては捉えて様々な視点での事業など行っていく予定だと理解しています。

小松委員 わかりました。ありがとうございます。

打田会長 はい、以上になります。

(部長あいさつ)

部長 今日は打田先生、そして委員のみなさん、大変活発な御意見をいただきましてありがとうございます。今回岡崎市、パートナーシップ制度を作って終わりということではなく、制度を作って、それを市民の方、市内の事業所の方に理解をしてもらい、PRしていくということを通じて、岡崎市が住みやすい街になるように継続的な取り組みとして行っていくというところに重きを置きまして、今回は、愛知県内ではパートナーシップ制度4自治体が行っていますが、岡崎市では条例によりパートナーシップ制度を位置づけていきたいと考えています。性的マイノリティの方に対する配慮等を条例で位置づけて行っている自治体は今のところないので、特に力を入れて進めてまいりたいと思imas。今日いただいた意見も、十分参考にさせていただきながら、次回までに、もっと具体的な案として詰めてまいりたいと思imas。また、今日たくさんの方に傍聴いただきましてありがとうございました。